

令和7年度北九州市八幡医師会事業計画について

公益社団法人北九州市八幡医師会

会長 西田 英一

（基本方針）

今年は、「2025年問題」とされていた年であり、団塊の世代がすべて後期高齢者となる節目にあたる。また、地域医療構想における目標到達地点でもある。これまで八幡医師会では、2025年の超高齢社会に向け、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めてきた。

今後、高齢者人口のピークとさらなる労働人口の減少が見込まれる2040年を見据え、地域の人々が適切な医療と介護を受けながら、安心して暮らし続けられる環境を整えることが求められる。そのため、診療所・基幹病院・一般病院・在宅医療の円滑な連携を強化するとともに、在宅医療のさらなる充実と多職種連携の推進に取り組んでいく。

また、業務の効率化や人手不足の解消に向け、医療の分野でもデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が求められている。すでにオンライン資格確認やオンライン請求が義務化され、電子カルテの導入や受付業務のDX化も推奨されている。八幡医師会としても、会員が医療DXに対応できるよう支援するとともに、医師会業務そのもののDX化を進め、さらなる効率化を図る。

昨今の急激な物価上昇により、医療機関は他業種のように価格転嫁ができず、厳しい経営状況に直面している。その結果、医療・介護職員の確保はますます困難となり、地域医療の持続性が危ぶまれる事態となっている。こうした状況の中、医師会の組織力を高め、医療界の代表として医療政策や制度改革に対する発言力・影響力をより強く発揮していくことが重要となる。八幡医師会としても、会員にとって有益なサービスを提供し、組織力の向上に努めていく。

さらに、近年の医師会運営は大幅な赤字が続いており、持続可能な運営体制の確立が急務となっている。時代の変化に対応した事業の見直しを進め、健全な運営基盤を構築していく。

以上の観点から、「持続可能な医療供給体制の構築と在宅医療の充実」「DX化の推進」「医師会の組織力向上」「持続可能な医師会運営」の4点を基本方針とし、令和7年度の事業計画（重点項目）を策定する。

（重点項目）

【在宅医療にかかる事業（八幡医師会立はっちい診療所）について】

令和7年4月に八幡医師会立はっちい診療所を開院する。

この診療所は、かかりつけ医が訪問診療を行っていない場合やがん末期などの対応が難しい場合に、そのような在宅患者を受け入れることで、会員の皆様の負担を軽減する役割を担う。その一方で、かかりつけ医には比較的軽症の在宅患者を積極的に診てもらうことで、地域における在宅医療の裾野を広げていく。また、在宅医療を行うかかりつけ医の相談窓口の機能を持つ。

また、自己診療の禁止および医師国民健康保険組合加入者における自家診療の禁止に対応するため、診療所のもう一つの機能として、医療機関の医師、その職員および医師国民健康保険組合に加入している家族を対象としたオンライン診療サービスを提供する。

【医療・福祉センター（居宅介護支援事業及び訪問看護事業）について】

八幡医師会会員からの依頼件数の増加を企図し、八幡地区における在宅医療を活性化させるため、現在の365日・24時間対応の体制を堅持する。

新たに開設される八幡医師会立はっちい診療所と綿密な連携によるシナジー効果を発揮することで、会員自身の地域包括ケア事業を、直接的な支援や間接的なバックアップが可能なネットワークを構築する。公共に資する医師会の理念と自浄機能を活かして地域と各医療機関、各介護事業所が相互に信頼関係で結ばれた安心で重層的な八幡包括ケアシステムの構築を目指す。

八幡東西区の他の訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所と連携し、その事務局機能を担い、地域全体の介護能力の向上を目指して研修会や情報交換を行う。

人材確保に引き続き注力するが、現体制での過重労働や業務の属人化の解消にも最大限の関心を払い、適正な業務分担や事務作業の効率化を推し進め、事業の持続可能性を確保する。

【在宅医療・介護連携支援センターについて】

在宅医療の普及啓発活動や多職種連携研修会の開催に引き続き取り組んでいく。

令和5年度途中からスタートした包括圏域ごとの多職種連携チーム作りは、徐々に進んでおり、令和7年度も拡充しながら医療・介護のネットワーク形成を推進する。

また、医師会員の在宅医療に対する対応能力の把握が進んでおらず、アンケートなどを行い、地域での在宅医療の対応能力を可視化し、病診連携をスムーズに行うための下地作りを行う。

【看護学院事業について】

八幡医師会看護専門学院は長年にわたり多数の看護職員を育成し八幡地区の地域医療に貢献してきており、八幡医師会の公益目的事業の大きな柱の一つでもある。

しかしながら、近年は准看護師科、看護師科ともに応募者数・入学者数とも急激に減少していることから、准看護師科は令和9年3月、看護師科は令和11年3月をもって閉科（閉校）することを決定した。

今後、看護学院の閉校に伴う地域の看護師不足を解消するため、令和10年4月に看護学部の新設を予定している近隣の九州国際大学と令和7年1月に締結した「看護学部設置・運営に関する包括連携協定」により、地域医療を支える看護師の養成に協力していく。

【各種研修会などについて】

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、ウェブ単独や対面形式を組み合わせたハイブリッド形式、後日視聴も可能なオンデマンド形式の研修会も定着している。

当会においても多くの研修でウェブも交えた研修機会を引き続き提供し、多くの会員が自己研鑽の機会を得られるよう努める。

また、従前から課題である類似した演題や内容での研修が多く見受けられる点については、各医会の学術・企画担当者または基幹病院間の横断的な連携による研修計画を立てられるよう当会としてサポートしていく。

【研修医向けの育成行事について】

腹部及び心臓エコーの実技を学ぶ超音波研修会は、参加した研修医から好評であり、令和7年度も引き続き開催し、地域の医療機関全体で臨床研修医を育成する機運の醸成に努める。同様に「八幡臨床研修医懇話会」も継続する。

また、八幡地区の医療機関で地域医療研修中の初期研修医に、理事会をはじめ特に在宅医療に関わる委員会への積極的な参加を通じて、医師会活動や多職種連携など、地域医療について学ぶ機会を提供する。

【救急・災害医療体制について】

令和6年4月施行の「医師の働き方改革」により救急医療や産科医療の現場の混乱が心配されていたが、会員および関係医療機関の協力により、現在のところ大きな混乱は起きていない。今後も救急医療や産科医療の現場における医師不足により、必要な医療の提供がストップする事態が生じないよう、地域の基幹病院、私的病院、診療所の緊密な連携が図られるよう、協力していく。

地域の基幹病院の院長、救急担当とかかりつけ医等を招集した「救急病院連絡協議会(仮称)」を定期的開催し、救急医療体制の現状と課題を把握しながら、必要に応じて上部医師会等を通じて要望していく。

北九州市医師会と協力・連携による夜間・休日急患センターの出務医師調整にも引き続き取り組み、切れ目のない救急医療体制の維持に努める。また、急患センター等出務の新基準に則り、公平性の高い出務依頼を行う。

また、かかりつけ医の立場から自院のかかりつけ患者・家族からの救急相談に対して積極的に関与し、病院との連携をとり、地域医療ネットワーク構築に協力する。

北九州市内全域で運用中のすべての医師会員を対象とした「災害時緊急メール配信システム」については、登録率と受信率向上に向けて、積極的な周知を行う。

また、市医師会の主催する、災害医療調整本部における JMAT 活動に係る研修会を行い、被災地内医療調整本部内での JMAT 活動が円滑かつ統括的に行われるよう訓練を行う。

【高齢社会への対応について】

昨年度に引き続き、望まない救急搬送や ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の重要性に着目し、在宅医療・介護連携支援センターや市民センター顧問医を通じての学校区単位での高齢住民を対象に、令和 6 年秋に作成した ACP リーフレットを活用した啓発活動に取り組む。

また、若年者への医療を高齢者へ施行することは必ずしも本人への最良の医療になるとは限らない。高齢者の終末期の医療について基幹病院医師とかかりつけ医との連携を図り、苦痛を避け穏やかな最期を迎えることができるように研修の機会を持つ。

特別養護老人ホームや有料老人ホームなど、高齢者住居の施設長や配置医師等に向けた研修会や懇談会を企画し、高齢者の救急搬送問題や ACP に関する課題の共有を図る。

地域のどの病院に入院していても、病院から在宅療養へ切れ目のない支援が受けられるよう、病院の連携室と在宅医療を担う多職種が情報共有や連携強化のために意見交換を行い、地域連携マニュアルを作成することを目的とした「地域医療推進協議会」を設置する。

【市民センター顧問医について】

市民センターと顧問医が顔の見える関係を構築し、地域住民への健康教育や医療情報、中でも在宅医療の普及啓発に向けた情報提供を進める。

顧問医の選出方法についても、在宅医療が重要視されていることを、前出の高齢社会への対応とも合わせ、原則として在宅医療を行っている医師へ委嘱することを検討する。

顧問医が健康講座で使用する資料は、顧問医活動の継続的なサポートにつながるよう、アーカイブ化することを検討する。

このほか、歯科医師会や薬剤師会との協働により、幅広いネットワークづくりを同時に推し進める。

【八幡医師会健康フェアについて】

令和6年度は乳がん（マンモグラフィ）検診単独で2回、がん検診や特定健診からなる「健康フェア」を1回開催し、好評であることから令和7年度も同様に開催する。

特に乳がん検診は、八幡地区及び周辺で検診を実施する医療機関数が少なく、受診機会が少ない現状を鑑み、他の検診も含めて回数や規模拡大も検討していく。

【学校健診について】

近年、学校健診をめぐる問題が相次いで報道されている。これを受けて令和6年に文部科学省は学校健診の実施にあたり、児童生徒のプライバシーや心情に十分配慮するよう求める通知を発出した。脱衣の問題や見逃しの不安といった問題があり、適切な実施方法について関係者間で協議を深め、合理的な運用方法を検討することが求められている。

また、医師による診察に代わり、AIを活用したスクリーニングに代替できないか検討する。

【医師会業務のDX化について】

令和6年度にグループウェア「サイボウズオフィス」を導入し、理事間の連絡ツールとして活用し、毎週の来館による書面への押印業務を廃止した。今年度もサイボウズの機能を活用し、さらなる業務効率化を進める。

また、令和6年度末に実施した医師会ホームページのリニューアルにより、市民・会員・医療機関への迅速な情報提供体制を強化するとともに、これまで郵送やFAXで行っていた情報提供を、ホームページ上での閲覧やダウンロードする形式に切り替え、ペーパーレス化を推進する。

【女性医師支援について】

女性医師が仕事を継続していく上で直面する悩みや課題、求める支援について理解を深めるため、懇談会・会合の開催やインターネット（メーリングリスト）の活用により広く意見を吸い上げる。こうした声をもとに、勤務環境の改善に向けた取り組みを進めていく。

また、研修医や若手医師との交流の機会を積極的に増やし、ワークライフバランスの実現を支援する。特に、キャリア形成や育児との両立など若手医師が直面しやすい問題に焦点を当てた対策を共に考え、より働きやすい環境を整えることを目指す。

会員間の情報交換を活性化させ、女性医師ならではの視点から問題を提起し、必要な制度改革や職場環境の向上に寄与する。また、女性役員の継承にも力を入れ、次世代の育成を促進することで、女性医師が安心して長く働ける社会の実現を目指していく。

事業内容

<公益目的事業>

【公1】地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業

(1) 医療の質の向上事業

学術講演会・研修会、医療安全研修会、八幡臨床研修医懇話会

(2) 地域医療対策事業

1) 救急・災害医療事業

①「夜間・休日急患センター」等への医師出務調整

②災害発生時の医療救護体制整備

2) 各種イベントへの協力

「救急の日行事」等諸行事への会員医師及び医療従事者、医師会職員の派遣

(3) 健康教育事業

1) 出前講演

2) 市民センターを拠点とした健康づくり事業

(4) 地域保健活動事業

1) 八幡医師会健康フェア

2) 各種検診・予防接種の普及事業

3) 住民健診、特定保健指導

4) 学校健診

(5) 情報提供事業

1) 市民向け広報誌の発行

2) ホームページによる情報提供

(6) 居宅介護支援事業

介護保険総合センター

(7) 在宅医療・介護連携支援センター事業

(8) 看護学院事業

(9) 在宅診療所事業

<収益事業等>

【収 1】施設貸与事業

- 1) 会館の貸付
- 2) 駐車場の貸付

【収 2】訪問看護事業

訪問看護ステーション

【他 1】会員相互扶助事業

- 1) 医業経営対策
 - ①労働保険事務組合の運営 資格取得・喪失等手続きの代行
 - ②会員医療機関従業員の永年勤続表彰
 - ③顧問税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士の斡旋
- 2) カルテ・診療報酬明細書等の販売
- 3) 会員相互の親睦
- 4) 会員・会員家族の健康診断の実施
- 5) 八幡医師会報の発行

令和 7 年度八幡医師会主な行事等予定

事業区分	開催予定時期等	名称
法人	通年	理事会・地区委員会
		四役会
	6 月	定時総会
公 1 地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業	通年	住民健診
	4～7 月	学校心臓検診
	調整中	八幡医学会
	5～6 月	臨床研修医腹部超音波診断研修会
	10～11 月	臨床研修医心臓超音波診断研修会
	調整中	八幡臨床研修医懇話会
	調整中	八幡医師会健康フェア 2025
	調整中	分科会連絡会
	調整中	西部地区医療安全研修会
公 1 地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業 (居宅介護、連携支援) 収 2 訪問看護	通年	医療・福祉センター運営委員会
	通年	在宅医療・介護連携支援センター運営協議会
公 1 地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業 (看護学院)	4 月	入学式
	10 月	看護師科推薦入試
	11 月	看護師科一次・社会人入試
	12 月	宣誓式(看護師科)
	令和 8 年 2 月	看護師科一般二次入試
	3 月	卒業式
公 1 地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業 (診療所)	通年	はっちい診療所運営委員会(仮称)
施設貸与事業	通年	医師会館及び駐車場貸与
会員相互扶助事業	10 月～11 月	会員健診